宿泊約款

適用範囲

第１条　１　当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに随伴する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

２　当ホテルが法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第２条　１　当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

(1)　宿泊者名

(2)　宿泊日および滞在時刻

(3)　宿泊料金（運用上、別表第１の基本宿泊料による。）

(4)　その他当ホテルが必要と認める事項

２　宿泊客が、宿泊日に前項第２号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第３条　１　宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

２　前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊開始（３日を超えるときは３日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第６条および第１８条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで損害金の順序で充当し、残額があれば、第１２条の規定による料金の支払いの際に返還します。

３　第２項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の全払いを要しないこととする特約

第４条　１　前条第２項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後何時の申込金の支払いも要しないこととする特約に応じることがあります。

２　宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合および同項申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第５条　１　当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1)　宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2)　満室により客室の余裕がないとき。

(3)　宿泊しようとする者が、宿泊に関し、公令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4)　宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(5)　宿泊しようとする者が暴力団員又は暴力団員で事業活動を直接的若しくは間接的に支配する法人、その他団体であるとき。

(6)　宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

(7)　宿泊しようとする者が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(8)　宿泊しようとする者が宿泊施設若しくは宿泊設備員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同種な行為を行ったと認められるとき。

(9)　天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(10)　宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき（石川県旅館業法施行条例第１２条規定により）。

２　当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊約款

宿泊客の契約解除権

第６条　１　宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

２　当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第３条第２項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第２に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第４条第１項の特約に応じた場合においては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

３　当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後８時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ホテルの契約解除権

第７条　１　当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1)　宿泊客が宿泊に関し、公令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2)　宿泊客が宿泊資格（ゴルフ会員、○○組合員等）を有しないとき。

(3)　宿泊客が暴力団および暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

(4)　宿泊客が暴力団または暴力団員が事業活動を直接的あるいは間接に支配する法人、その団体であるとき。

(5)　宿泊客が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

(6)　宿泊客が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(7)　宿泊客が当ホテルの宿泊施設若しくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同種な行為を行ったと認められるとき。

(8)　天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(9)　館営の障たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に違反したとき。

(10)　宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき（石川県旅館業法施行条例第１２条規定により）。

２　当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第８条　１　宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1)　宿泊者の氏名、年号、住所、仕方および職業

(2)　外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国許可および入国年月日

(3)　出発日および日程予定時刻

(4)　その他当ホテルが必要と認める事項

２　宿泊客が第１２条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

客室の使用時間

第９条　１　宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後２時から翌日11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

２　当ホテルは、前項の規定にかかわらず、閑散期に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。
この場合には次に掲げる追加料金を申し受ける場合がございます。

利用規則の遵守

第１０条　１　宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

宿泊約款

営業時間

第１１条　当ホテルの立地館等の営業時間は次のとおりとし、館館等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット」館内の掲示、客室内のホテル・ダイレクトリ　等でご案内いたします。

(1)　フロントキャッシャー等サービス時間
門限：なし
フロントサービス：24時間
その他エスエンジンサービス：24時間

(2)　飲料等サービス時間
オールデイダイニングKENROKU
営業時間：6：30a.m.～10：00p.m.（ラストオーダー　9：30p.m）
ご朝食：6：30a.m.～10：30a.m.
ご昼食：11：30a.m.～2：30p.m.
ご夕食：5：00p.m.～10：00p.m.

門川町場　風庵
ご昼食：11：30a.m.～2：30p.m.（ラストオーダー2：00p.m.）
ご夕食：5：00p.m.～9：00p.m.（ラストオーダー8：45p.m.）
ロビーラウンジ　LeCiel
営業時間：11：00a.m.～9：00p.m.（ラストオーダー　8：45p.m）

上記の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

料金の支払い

第１２条　１　宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第１に掲げるところによります。

２　前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認める旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の利用の際又は当ホテルの請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

３　ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第１３条　１　当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

２　当ホテルは消防設備の整備に努めているほか、万一の火災等に対処するため、損賠賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第１４条　１　当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

２　当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の賠償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

客託物等の取扱い

第１５条　１　宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、き損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

２　ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行なわなかったときは、当ホテルは１０万円を限度としてその損害を賠償します。

宿泊約款

営業時間

第１６条　１　宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その引き取りに当ホテルが「預かりたさに従って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際の渡しします。

２　宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、遅滞なくこれを通知するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め７日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

３　前２項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第１項の場合にあっては前条第１項の規定に準じるものとします。

駐車の責任

第１７条　宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーや車両の保管にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。
ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに当ります。

宿泊客の責任

第１８条　宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第１

宿泊料金等の内訳（第２条第１項、及び第１７条第１項関係）

宿泊料金等	宿泊料金	①基本宿泊料［室料（又は室料＋朝食料）］ ②サービス料［①×10%］
	追加料金	③飲食料［又は追加飲食料（喫煙以外の飲食料）］及びその他の利用料金 ④サービス料［③×10%］
	税金	消費税

備考　税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第２

違約金（第６条第２項関係）

契約申込人数 ＼ 契約解除の通知をうけた日		不泊	当日	前日	９日前	20日前
一般	14名まで	100%	80%	20%		
団体	15～99名まで	100%	80%	40%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

（注）

1. パーセント（%）は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、１日分（別口）の違約金を収受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申込みをお受けした場合にはその日）までに受けた宿泊人数の 10%（端数が出た場合には切り上げる）に当たる人数については、違約金はいただきません。